# 特別養護老人ホームうみべの家 運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人浩喜会が設置経営する「特別養護老人ホームうみべの家」（以下、「施設」という。）において、その専門性を生かし、入居者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、栄養・口腔の管理、その他日常生活上の世話及び機能訓練等の介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　施設は、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービス提供に関する計画に基づき、その居宅における生活へ復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

（施設の名称）

第３条　事業所の名称並び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　　特別養護老人ホームうみべの家

（２）　所在地　　茨城県東茨城郡大洗町大貫町２５５番地の５

（職員定数及び職務）

第４条　施設に次の職員を置く。

（１）施設長　　１名

施設の業務を統括する。

施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

（２）事務長　　１名

施設の庶務及び会計事務を統括する。

（３）事務員　　２名以上

施設の庶務及び会計事務に従事する。

（４）生活相談員　　１名以上

入居者の入退居、生活相談及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

（５）看護職員　　２名以上

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

（６）介護職員　　２０名以上

入居者の日常生活の介護及び支援業務に従事する。

（７）機能訓練指導員　　１名

入居者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。看護師としての業務を兼務する。

（８）介護支援専門員　　１名以上

入居者の施設サービス計画の作成に従事する。

（９）医　師　　１名

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

（10）栄養士　１名

給食管理、入居者の栄養指導に従事する。

（11）調理員（業務委託）

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

２　職員は常勤とする。ただし、医師は非常勤とすることができる。
３　機能訓練指導員は、当該施設の他の職務と兼務することができる。
４　第１項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。
５　職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

（入所定員及びユニット）
第５条　施設の入所定員は、５０名とする。
２　施設のユニットの数は５とし、各ユニットの定員は１０名とする。

（施設サービスの内容）
第６条　指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の内容は次のとおりとする。
（１）入　浴
入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供するものとする。
（２）排　泄
入居者の心身の状況に応じて、又利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
また、おむつを使用せざるを得ない入所者については、適切に取り替えるものとする。
（３）食　事
食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供する。
可能な限り離床してユニット内リビングで食事をとることを支援する。
（４）機能訓練
入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。
（５）健康保持
常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
（６）相談及び援助
常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。
（７）社会生活上の便宜の供与等
入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、家族との交流の機会を確保する。また、入居者の外出の機会を確保する。
（８）その他
離床、着替え、整容等に介護を適切に行う。
（９）栄養管理
入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう入居者の状態に応じた栄養管理を行う。
(10) 口腔衛生の管理
入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

（身体的拘束等）
第７条　施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

２　前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
３　権利擁護・事故防止委員会を２ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
４　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
５　職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に２回以上実施する。

（虐待防止のための措置に関する事項）
第８条　施設は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（１）責任者は施設長とする
（２）職員に対し虐待を防止するための研修を年２回以上実施する
（３）虐待等に対する相談窓口
特別養護老人ホーム　うみべの家　担当者は生活相談員とする
（４）虐待防止のための指針の整備
（５）権利擁護・事故防止委員会の中で虐待防止に関して検討し、その結果について職員に周知徹底を図る。
２　施設は、サービス提供中に当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（施設サービス内容の説明等）
第９条　施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を文書で説明し、入居者又はその家族の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

（施設サービス計画の作成・変更）
第 10 条　施設サービスの提供に当たっては、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。
２　施設サービス計画の作成・変更の際には、入居者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

（利用料及びその他の費用の額）
第 11 条　施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた額の支払いを受けるものとする。
２　前項の費用のほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受けるものとする。

| | |
|---|---|
| 居住費（１日） | ２，０６６円 |
| 食事代（１日） | １，６８０円 |
| 理容代 | 実　費 |
| 日常生活用品 | 実　費 |
| レクリエーション活動費 | 実　費 |
| 貴重品の管理等（１ヵ月） | ３，０００円 |

３　前項の費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとする。
４　一日当たりの施設サービス料は指定短期入所生活介護の利用料に準ずる。

（サービス利用にあたっての留意事項）
第 12 条　入居者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。
（1）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること
（2）火気の取扱いに注意すること
（3）けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑になるような行為をしないこと。
（4）その他管理上必要な指示に従うこと。

（入居者の入院期間中の取扱い）
第 13 条　入居者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後３ヵ月以内に退院することが見込まれるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後も再び入居することができる。

（協力医療機関等）
第 14 条　施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ入居者が医療を必要とした際に連携協力すべき病院を定めるものとする。
２　施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるものとする。

（緊急時における対応）
第 15 条　サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関、及び入居者の家族へ連絡を行う等の必要な措置を行い救急搬送が必要な場合、救急車を要請する。
（入居者の病状の急変等に備えるための対応方針については、別紙に定める）

（苦情処理）
第 16 条　提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、入居者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

（事故発生の防止及び発生時の対応）
第 17 条　施設は、事故発生又はその再発を防止するため措置を講じるものとする。
（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
（2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底を図る。
（3）事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
２　前項の措置を適切に実施するための担当者の設置をする。
３　施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
４　施設は、前項の事故状況及び事故に際して採った処置を記録ものとする。
提供したサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
５　施設は、入居者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）
第 18 条　施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理

に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
２　施設内において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう必要な措置を講じることとする。
（１）　感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね３ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
（２）　感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（３）　職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
３　第３項に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う

（非常災害対策）
第 19 条　施設は、非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に関する計画を立て非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年２回以上定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。
２　災害対策担当者（防火管理者）施設長とする。
３　第１項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）
第 20 条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２　施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（秘密保持）
第 21 条　施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（その他運営についての留意事項）
第 22 条　介護に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
また、職員等の資質向上をはかるため、次のとおり研修の機会を設ける。
（１）採用時研修　　採用後１ヵ月以内
（２）継 続 研 修　　随時
２　施設は、この事業を行うため、ケース記録、利用者の負担金、収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備しサービス提供の日から５年間は保存するものとする。
３　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
４　この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人浩喜会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

この規定は、平成１７年１１月　１日から施行する。

平成２１年　３月２１日一部改訂
平成２７年　５月　１日一部改訂
平成２９年　８月　１日一部改訂
平成２９年１２月　１日一部改訂
平成３０年　６月　２日一部改訂
令和　１年１０月　１日一部改訂
令和　３年　８月　１日一部改訂
令和　５年　８月　１日一部改訂
令和　６年　４月　１日一部改訂
令和　６年　８月　１日一部改訂
令和　８年　８月　１日一部改訂